

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様（以下「ユーザー」といいます）が本ソフトウェア製品を使用される際の条件を定めた、ユーザーと一般財団法人 経済調査会（以下「経済調査会」といいます）との間で締結される契約書です。ユーザーが本ソフトウェア製品のインストール、または使用を開始した時点で本契約に同意したものとみなします。本契約に同意いただけない場合は本ソフトウェア製品をインストール、または使用することはできません。

第1条 定義

(1)ソフトウェア製品

設計業務等標準積算基準書 準拠「単価表作成ツール ERX-II」を構成するコンピュータープログラム、画像、基準データその他のコンテンツおよび関連資料を合わせたものをいい、経済調査会が今後追加的に提供するアップデートプログラムその他のコンテンツ及び関連資料を含みます。なお、本ソフトウェア製品を使用してユーザーが作成したデータは含まれません。

(2)インストール

本ソフトウェア製品の内容をコンピューターの記録媒体に記録し、コンピュータープログラムの実行が可能な状態にすることをいいます。

(3)本ソフトウェア製品の使用

本ソフトウェア製品に含まれるコンピュータープログラムの実行をいいます。

第2条 ご使用条件

経済調査会は、ユーザー（ユーザーの取締役、従業員を含みます）に対し、ユーザーが本契約に従うことを条件として、譲渡不能かつ非独占的に本ソフトウェア製品を使用する権利を許諾します。

ユーザーは本ソフトウェア製品を自ら占有・管理するコンピューターにインストールすることができます。

同時に使用することができるのはユーザーが自ら占有・管理するコンピューターにインストールされた3台までとなります。

第3条 禁止事項

ユーザーは本契約で許諾される場合を除き以下の行為を行わないものとします。

- (1)本ソフトウェア製品の全部または一部を経済調査会の許諾を得ずに複製する行為
- (2)本ソフトウェア製品の全部または一部を経済調査会の許諾を得ずに、譲渡、担保提供、貸与、翻案、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含みます）する行為

- (3)本ソフトウェア製品に含まれるコンピュータープログラムを改変、翻案、加工その他変更し、若しくはリバースエンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイルする行為
- (4)本ソフトウェア製品の全部または一部が記録された媒体またはインストールされたコンピューターの譲渡、担保提供または貸与を行う行為
- (5)経済調査会が本ソフトウェア製品に関して有する一切の知的財産権を侵害する行為
- (6)本ソフトウェア製品を第三者に使用させる行為
- (7)権利保護を目的として本ソフトウェア製品にあらかじめ設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開

第4条 本ソフトウェア製品の変更

- (1)経済調査会はユーザーに対する何らかの予告なしに本ソフトウェア製品の仕様の変更をすることがあります。
- (2)経済調査会は本ソフトウェア製品の改良のため、ユーザーに対する何らかの予告なしにコンピュータープログラムの改変を行うことがあります。

第5条 使用許諾の終了

- (1)経済調査会は、ユーザーが本契約の何れかの条項に違反したとき、またはユーザーが経済調査会の知的財産権を侵害したときは、経済調査会は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除し当該ユーザーへの本ソフトウェア製品の使用許諾を終了することができます。
- (2)本ソフトウェア製品の使用許諾が終了した場合、ユーザーは速やかに自己負担で本ソフトウェア製品（本ソフトウェア製品の全部または一部が記録された媒体を含む）を破棄または経済調査会に返還し、本ソフトウェア製品をインストールしたすべてのコンピューターから完全に削除するものとします。

第6条 保証

- (1)ユーザーは本ソフトウェア製品の媒体やマニュアル等関連資料に物理的な欠陥・乱丁・落丁があった場合は、本ソフトウェア製品の購入日から90日間に限り、その程度に応じて、経済調査会の判断に基づき、本ソフトウェア製品の交換または購入代金の返還を受けることができます。
- (2)経済調査会は本ソフトウェア製品について契約不適合責任および知的財産権の非侵害保証を含む一切の責任を負うものではなく、前項に定める場合を除き、ユーザーまたは第三者が本ソフトウェア製品（経済調査会が変更・改変したソフトウェア製品を含みます）の使用または使用不能により受けた直接的または間接的な財産的損害（営業上の損害を含みます）および精神的損害等一切の損害について、原因の如何を問わず経済調査会は責任を負わず、第三者が損害を被った場合にはユーザーが自己の責任で対応するものとします。

第7条 法律遵守

ユーザーは、本契約に関し、「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」およびこれらに係る省令ならびに「米国輸出管理法及び同規則」（以下「関係法令等」といいます）を遵守するものとします。ユーザーは、関係法令等に基づき必要とされる日本国政府または関係国政令等の許可を得ることなく、関係法令等で禁止されている如何なる仕向地または自然人もしくは法人に対しても直接的または間接的に本ソフトウェア製品、関連製品および情報を輸出、再輸出しないものとし、また第三者をして輸出、再輸出させてはならないものとします。

第8条 準拠法

本契約は日本国法に準拠するものとし、本契約に関し紛争が生じた場合の紛争処理機関は経済調査会本部所在地を管轄する裁判所とするものとします。

以 上

(別紙1)

本ソフトウェア製品に含まれる第三者ソフトウェアその他の情報

■ 本製品は、アドバンスソフトウェア株式会社の著作物である「ExcelCreator 10.0 for .NET」を再配布条件に基づき使用しています。アドバンスソフトウェア株式会社の著作物はバックアップの目的以外では一切の複写を許可しません。

■ 本ソフトウェア製品に含まれる表データの表示には以下のコンポーネントを使用しています。

SPREAD for Windows Forms

Copyright (C) 2004-2017 GrapeCity inc

■ 本ソフトウェア製品に含まれる帳票印刷には以下のコンポーネントを使用しています。

ActiveReports 9.0J

Copyright (C) 2003-2015 GrapeCity inc

■ 本ソフトウェア製品に含まれるデータの解凍には UNZIP32.DLL を使用しています。日本コンピュータ・システムデザイン株式会社からライセンスを取得しています。

■ 本ソフトウェア製品に含まれるデータは、一般財団法人日本建設情報総合センターの土木工事積算基準データ（業務委託版）に基づき作成しております。

Windows(R)および Microsoft(R) Excel(R)は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。

以 上